

## 第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下のすべての点に関して、願書及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願する際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされ、また、登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

### （1）意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

### （2）意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、第2部第3章を除き、「形態」という。）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。